

<今号の内容>

1. 厚生労働省 第 9 回 社会福祉法人の在り方等に関する検討会開催
～障害・児童関係団体からのヒアリングを実施～
2. 『福祉サービス第三者評価事業に関する指針について』の全部改正について

1. 厚生労働省 第 9 回 社会福祉法人の在り方等に関する検討会開催 ～障害・児童関係団体からのヒアリングを実施～

4 月 11 日（金）、第 9 回社会福祉法人の在り方等に関する検討会（座長 田中 滋
慶應義塾大学大学院 教授）が開催され、障害・児童関係 5 団体からのヒアリングが
行われた。

今回の検討会でヒアリングを受けたのは以下の 5 団体（代表出席者）。

- ・日本知的障害者福祉協会（菊地副会長）（以下、福祉協会）
- ・全国盲老人施設連絡協議会（古田副理事長）（以下、全盲老連）
- ・全国児童養護施設協議会（武藤副会長）（以下、全養協）
- ・全国児童発達支援協議会（加藤会長）（以下、発支協）
- ・日本ライトハウス（橋本理事長）（以下、ライトハウス）

各団体が組織概要や、これまで検討されてきた論点に対する見解を述べた後、委員
との質疑応答が行われた。

（厚生労働省から求められたヒアリング事項は、平成 26 年 3 月 18 日配信の経営協情
報№61 別添参照）

以下、委員との意見交換における各団体の回答ならびに委員からの意見の概要を報
告する（文責は事務局）。

【更なる取組について】

- 福祉分野の財源が一般財源化するなかにおいて、地域ニーズを掘り起こすために
は、措置費と交付金、どちらの形が使い勝手がよいか。（森委員）
- それぞれ一長一短がある。措置費は、使途制限が強く、他の事業に使いにくい
が、利用者保護の観点から必ず必要なものである。（福祉協会）
- 措置制度は、さまざまなしぼりがある。現状のままで、更なる取組に目を向けて、
自主的な取組を行うことはできるのか。（千葉委員）
- 身元不明人の一時受け入れや、刑余者の受け入れなど、各法人が協力して更なる

取組に取り組んでいる。また、団体としても補助を行っている。(福祉協会)

- 措置施設では、本業以外の事業に対して自治体の理解を得ることは難しい。また、人力的にも、更なる取組は難しい。(全盲老連)
 - 社会的養護の分野では、措置制度の枠組みのなかで本来やるべき事業は多くあるが、またまだできていない。退所児童のアフターケアは、法律上明記されているが、取り組むためのシステムができていない。福祉施設だけでなく、自治体もシステム化に向けて責任を持つべきである。(全養協)
 - これまでは蓄えたノウハウを施設内で活用すればよかったが、今は地域に対してノウハウを示していくべきと考えている。しかし、取組はまだまだ充分でない。(発支協)
 - 法人内だけでなく、地域に出て、障害者支援のノウハウを幅広く活用すべき。(ライトハウス)
- 制度外の事業を実施する際に、やりづらさを感じられているようだが、行政の権限、制度、人的・物的資源、スキルなど、何が足りないのか。(西元委員)
- 地域ニーズという、あるかないかわからないものに対して行政の理解や予算を得られないことが原因として挙げられる。また、積極的に更なる取組を推進するのであれば、定款への記載をしたほうが、推進しやすいと考える。(福祉協会)
 - これまで社会福祉分野では、社会に必要と思われることを民間レベルで実践し、それが制度化されてきた。制度よりも、実践が先行すべきと考えている。そのためにも、一定の人材、予算が必要である。(全養協)
 - 制度があるから事業を行うのではなく、ニーズがあるから行うという認識を持っている。(発支協)
- (関連意見として) 制度はなくても福祉ニーズがあれば、それに応えるのが社会福祉法人である。しかし、現在その数は 2 万にもなっているのに、その数にあった取組が見えてこない。定款記載に問題があるのであれば、その対策を考えるべきである。(田島委員)

【社会福祉法人の特性】

- 社会福祉法人以外の多様な事業体がサービスを供給できる状況において、社会福祉法人・施設のメリット(特長)はどのようなものがあるかと考えるか。(高橋委員)
- 社会福祉法人はその歴史から見ても施設運営にかかる大きなノウハウをもっている。そのノウハウを地域に提供し、さまざまな事業体がそれを活用して、事業を実施している。これは、人材、場所、経験のそろった社会福祉法人だからこそ、できることである。(発支協)

【ガバナンスについて】

- 社会福祉法人が公正で透明な経営を担保する仕組みとして、「行政監査を強化すべ

き」と考えるか、「社会福祉法人の自主的なガバナンスを強化すべき」と考えるか。
(浦野委員)

- 健全な経営には主体性が必要であるため、社会福祉法人自らがガバナンスを強化していくべき。(福祉協会)
- 行政監査の強化は、同族経営の法人の公共性を担保するための対応策として必要。
(全盲老連)
- 社会福祉法人の自主的な努力が必要であるが、社会的養護の分野では、行政がしっかりと責任を持つことも重要である。(全養協)
- 理想的には社会福祉法人の自主努力が必要だが、うまくいっていない現状がある以上は、行政監査や第三者評価によってチェックする必要がある。(発支協)
- 社会福祉法人の自主的な努力により、透明性を確保すべきである。
(ライトハウス)

【事業規模について】

- よりよいサービス提供を行うためには、法人としてどの程度の規模感を持つべきか(浦野委員)
- ある程度の事業規模は必要であると考えますが、地域のニーズに沿った NPO 的な支援も必要である。(福祉協会)
- 健全な経営を行うには、売り上げ規模の目安を 50 億円と算定したが、これは、一法人の努力だけで対応するのは、困難である。(全盲老連)
- 一法人一施設が多く、設立の背景、理念を考えると合併ありきではなく、協働、連携など、段階を踏んでの対応が必要である。(全養協、発支協)

【人材について】

- 全養協の資料では離職率の高さが指摘されているが、若い職員にとって、施設はどのような職場となっていると考えるか。(松山委員)
- 児童分野の施設で働きたいという学生は多い。しかし、そういう期待をもって入った職員ほど、虐待を受けた児童からの試し行動などでバーンアウトしてしまう。若い職員を支えていく体制が必要であり、法人としても人事制度の充実を図る必要があり、県や国単位でも対応を考える必要がある。(全養協)

なお、次回は 4 月 21 日（金）に開催され、引き続き、ヒアリングを実施する予定である。

当日資料は、以下の厚生労働省ホームページに掲載される。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000almx.html#shingi159469>

2. 『福祉サービス第三者評価事業に関する指針について』の全部改正について」

平成 26 年 4 月 1 日付で『福祉サービス第三者評価事業に関する指針について』の全部改正について」が都道府県あて通知された。

今般の改正は、

- ① サービスの種別にかかわらず共通的に取り組む項目（共通評価項目）に、ばらつきがみられる
- ② 福祉サービス第三者評価事業の目的・趣旨が他制度との違いが明確でない等の要因により広く認識されていない
- ③ 第三者評価機関（以下「評価機関」という。）や評価調査者により、評価結果のばらつきがみられる
- ④ 受審件数が少ない

等の課題が各方面から指摘されていることを受けたものである。

また、「規制改革実施計画（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）」において、「保育所に対する第三者評価について、評価機関と評価者の質の向上を図るための対応を平成 25 年度中に行う」こととされていた。

このような現状を踏まえ、福祉サービス第三者評価事業の本来の目的である

- ① 個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけること
- ② 福祉サービス第三者評価を受けた結果が公表されることにより、結果として利用者の適切なサービス選択に資する情報となること

を強化し、本事業の質の向上を図るためには「評価機関及び評価調査者」、「評価基準」、「結果の報告・公表方法」について、一体的に見直すことが重要であるとの方向性のもと、本事業の全国推進組織である全社協に設けられた「福祉サービスの質の向上推進委員会」において各ガイドラインの検討、見直しを行った。

（詳細は添付ファイル参照のこと。）

※添付ファイル一覧

1. 「福祉サービス第三者事業に関する指針について」の全部改正について
2. 都道府県推進組織に関するガイドライン
3. 福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン
4. 福祉サービス第三者評価基準ガイドライン
5. 福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン
6. 福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン
7. 評価調査者要請研修等モデルカリキュラム

(改正されたガイドライン)

- ・ 「共通評価基準ガイドライン」
- ・ 「公表ガイドライン」
- ・ 「各評価項目の判断基準に関するガイドライン」

なお、今般の改正は、施設・事業種別に関わりなく共通的に取り組む事項について整理したものであり、施設・事業種ごとの特性に応じた評価基準については、順次見直しを行うこととされている。

全国経営協では、会員法人における第三者評価の積極的な受審を呼びかけているとともに、第三者評価事業がよりよいしくみになるよう、引き続き、厚生労働省等に対して社会福祉法人経営者の立場から提言や要望を行っていくこととしている。

会員法人の皆様

本会ホームページをご活用ください！

<http://www.keieikyo.gr.jp/>

会員法人情報公開ページを開設

会員法人の社会への積極的な情報公開のツールとして、法人情報公開ページを活用ください。自法人のホームページがなくても**無料**でインターネット上に情報公開ができます（法人概要、公益的取組等の実施状況、事業報告、財務諸表、監査報告書など）。もちろん、法人の既存ホームページへのリンクも可能です。
(ホームページ右の「会員法人情報公開ページ」をクリック)

WEB経営診断

会員法人が自ら法人の現状把握と経営課題の抽出、改善への取り組みに向けて、手軽にホームページ上にて、**無料**で経営診断できるツールです。
「チェックリスト」「組織風土診断」「財務分析」の3つを利用いただけます。
(ホームページ左の「WEB経営診断」のロゴマークをクリック)

<「経営協情報」送付先>

- ・ 電子メールによる直接配信をご希望された会員法人
- ・ 全国経営協 協議員・監事・相談役
- ・ 都道府県経営協の正副会長
- ・ 都道府県経営協事務局(各県社協内所管部課長あて)
- ・ 全国社会福祉法人経営青年会 会員(メールニュース配信希望者のみ)